

栃木県立とちぎ海浜自然の家 宿泊室内修繕業務仕様書

この仕様書は、公益財団法人とちぎ未来づくり財団 栃木県立とちぎ海浜自然の家（以下、「甲」という。）が発注する、栃木県立とちぎ海浜自然の家 宿泊室内修繕業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 目的

カーペットの床は擦り切れて摩耗が進行しており、壁のクロスは剥がれている箇所が年々多くなっている。利用者が安心安全・快適に宿泊して活動するために修繕する。

2 修繕内容

- (1) 既存タイルカーペットの撤去、張り替え
- (2) 既存壁クロスの撤去、張り替え

3 修繕業務の場所

- (1) 所在地 茨城県鉾田市玉田 336-2
- (2) 施設名 栃木県立とちぎ海浜自然の家 宿泊室 415, 416, 417号室

4 平面図 別紙のとおり

5 履行期間 令和8年2月26日（木）～令和8年3月2日（月）

6 対象修繕箇所

下記業務内容による。

『栃木県立とちぎ海浜自然の家 宿泊室内修繕業務』

※以下業務は1部屋分の内容。この業務を3部屋実施する。

名称	数 量	単 位	備考
既存タイルカーペット撤去費	1	式	
既存壁クロス撤去費	1	式	
床下地補修費	53	m ²	
床/NSシート NS800	53	m ²	
床接着剤 18kg	2	箱	
壁クロス材	72	m ²	
産業廃棄物処分費	1	式	
搬入/運搬諸経費	1	式	

7 作業報告

乙は、業務完了後、甲に実施状況を書面で報告するものとする。

8 作業の材料等

- (1) 作業に要する諸機材等は、すべて乙が準備するものとする。
- (2) 施工により発生する廃棄物は、乙が適正に処分すること。
- (3) 作業のために備品を移動した場合は、業務完了後に原状復帰をすること。

9 仕様書以外の事項

本仕様書に定めのない事項については、発生の都度甲乙協議の上実施するものとする。